

2 高教福第 1680 号  
令和 3 年 3 月 16 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課長

「会計年度任用職員の通勤手当の取扱いについて」の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正し通知しますので、貴管内の学校に周知するとともに、適正な取扱いをお願いします。

記

1 改正内容

別紙「兼務発令による通勤手当の認定の取扱いについて（交通用具利用の場合）」を正規教職員と同様に改正する。

2 適用年月日

令和 3 年 4 月 1 日

担 当

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

Mail 310601@ken.pref.kochi.lg.jp

## 会計年度任用職員の通勤手当の取扱いについて

### 1 フルタイムの職の通勤手当

正規教職員と同様の制度により、通勤手当として支給する。

### 2 パートタイムの職の通勤手当（費用弁償）

正規教職員と同様を基本として通勤手当に相当する額を費用弁償により支給する。

ただし、パートタイムの職については「平均1か月当たりの通勤所要回数」が少ない場合があることから、(2)のとおり取り扱う。

#### (1) 支給額算出基準の特例

##### ア 交通機関利用者

通勤定期券（3か月又は6か月定期券）の価額より平均1か月当たりの通勤所要回数による回数券等による運賃等の額（以下「回数券等の額」という。）が経済的な場合は、回数券等の額

##### イ 交通用具利用者

平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合は、常時勤務による場合の1/2の額

#### (2) 平均1か月当たりの通勤所要回数による支給額等

##### ア 平均1か月当たりの通勤所要回数が10回以上である場合

交通機関利用者・交通用具利用者…常時勤務による場合の額

##### イ 平均1か月当たりの通勤所要回数が5回以上10回未満である場合

交通機関利用者…常時勤務による場合の額

交通用具利用者…常時勤務による場合の1/2の額

##### ウ 平均1か月当たりの通勤所要回数が5回未満である場合

交通機関利用者…旅費の規定に基づく額（回数券等の額が経済的な場合は、回数券等の額。）

交通用具利用者…旅費の規定に基づく額

新旅費システムにより支給を行い、通勤届の提出は不要とする。

この場合の債権者登録は、外部依頼者の取扱い（6+所属任意番号4桁）による。

(3) 平均1か月当たりの通勤所要回数の求め方

年間を通じて通勤に要することとなる回数（その勤務態様による勤務の期間が、長期休業中に減少するなど1年に満たないときにあつては、1年に換算して通勤に要することとなる回数）を12で除して得た数とする。

ア 勤務態様について

会計年度任用職員は、任期を通じて勤務態様が一定でない場合があり、同一の勤務態様ごとに通勤手当相当を認定する必要がある。

任期中に勤務態様に変更される場合は、その都度、「通勤経路若しくは通勤方法の変更」により届出及び認定を行う必要がある。（学校行事等による一時的な勤務日の入替えの場合は不要。）

<勤務態様に変更となる場合の例>

(ア) 新たな発令がされたとき

(イ) 辞令によらないもので、月の初日から末日にわたる単位の1月以上の期間、勤務の回数等が変わるとき

・週5日勤務であったものが、7/20～9/4の間（8/1から8/31までの1月を含んでいる）は、週2日勤務に変わるとき

・4人交替で4日に1回の勤務だったが、1人欠けて3人交替になり、それ以降3日に1回の勤務となったとき 等

イ その勤務態様による勤務の期間が1年に満たないとき

1年に換算して通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が「平均1か月当たりの通勤所要回数」となる。

(ア) その勤務態様による勤務の期間に通勤に要することとなる回数を求める。…… A

※「通勤」とは、勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。学校間の移動は通勤には該当しない。

(イ) その勤務態様による勤務の期間の月数及び日数を求める。

月数…民法第143条の例により、暦による期間の計算を行う。…………… B

日数…1月未満の余りの日数を数える。週休日等は除かない。…………… C

(ウ) 以下の計算により、1年に換算した通勤に要することとなる回数を求める。

$$A \times \frac{12 \text{ 月}}{B + (C \div 30 \text{ 日})} \dots\dots\dots D$$

(エ) Dを12で除して、「平均1か月当たりの通勤所要回数」を求める。

例1) 火曜日・木曜日の週2日勤務であって、任期中は勤務(通勤)の回数が変わらない場合

任期：令和2年4月7日～令和3年3月18日

A=92回 B=11月 C=12日

$$92 \times \frac{12 \text{ 月}}{11 + (12 \div 30 \text{ 日})} = 96.84\cdots \quad 96.84\cdots \div 12 = 8.07\cdots$$

平均1か月当たりの通勤所要回数は5回以上10回未満であるため、通勤手当相当は常時勤務による場合の1/2の額となる。

例2) 月曜日・水曜日・金曜日の週3日勤務であって、夏季休業中(7月20日～8月31日)と冬季休業中(12月25日～翌年1月7日)は勤務がない場合

任期：令和2年4月7日～令和3年3月18日

勤務がない期間を除き、勤務の回数が一定の期間について考える。

まず、令和2年4月7日～7月19日について考えると、

A=41回 B=3月 C=13日

$$41 \times \frac{12 \text{ 月}}{3 + (13 \div 30 \text{ 日})} = 143.30\cdots \quad 143.30\cdots \div 12 = 11.94\cdots$$

平均1か月当たりの通勤所要回数は10回以上であるため、通勤手当相当は常時勤務による場合の額となる。

8月は月の初日から末日にわたって勤務がないため、通勤手当相当は支給しない。9月1日から12月24日まで、1月8日から3月18日までについても、同様に計算式に当てはめ、平均1か月あたりの通勤所要回数を考える。

### 3 複数校を兼務する場合の取扱い

正規教職員と同様。(別紙「兼務発令による通勤手当の認定の取扱いについて」参照)

なお、通勤所要回数が少ない場合は、上記2のとおり。

届出等の事務手続きは、通勤回数が最も多い所属で行うことを基本とするが、重複支給がないように各所属の担当者同士で連絡を取り合うこと。

### 4 認定について

学校長が認定を行う。

認定後、通勤届・通勤手当決定書(写)を市町村教委経由で教職員・福利課へ提出し、小中学校課が支払処理を行う。

附 則 (令和2年3月31日付け元高教福第1860号)

この取扱いは令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年5月8日付け2高教福第178号・一部訂正)

この取扱いは令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 23 日付け 2 高教福第 1098 号・一部改正）

この取扱いは令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 日付け 2 高教福第 1680 号・一部改正）

この取扱いは令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

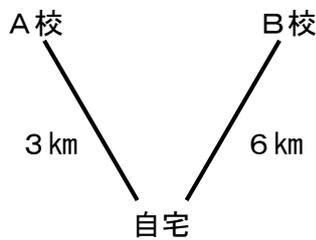
## 兼務発令による通勤手当の認定の取扱いについて（交通用具利用の場合）

兼務発令等により、複数の勤務所属へ通勤する場合の通勤手当の認定については、以下のとおり。該当する勤務態様がない場合は、教職員・福利課に協議すること。

なお、認定を受けた勤務態様に変更がある場合（長期休業入り・明け等）は、その都度、届出及び認定を行うこと。（出張や学校行事等による一時的な勤務日の入れ替えの場合は不要。）

### 1 月、水、金曜日はA校に、火、木曜日はB校に勤務する場合（往路、復路とも同一経路）

#### ① 自宅からA校まで3km、自宅からB校までが6km 場合



各校への認定距離から手当額を求め、週当たりの通勤日数で按分する。按分した手当額を合算し手当額とする。

月、水、金 A校 3 km  
火、木 B校 6 km

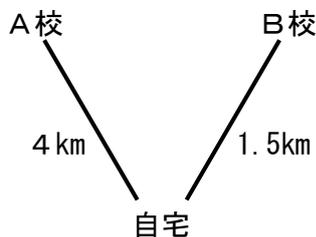
(A校)  $3,300 \text{ 円} \times 3 / 5 = 1,980 \text{ 円}$   
(B校)  $5,600 \text{ 円} \times 2 / 5 = 2,240 \text{ 円}$

★認定距離

A校 3.0km B校 6.0km

★手当額 4,220 円

#### ② 自宅からA校まで4km、自宅からB校まで1.5kmの場合



週のうち通勤距離が2km未満により、手当支給の要件がない日がある場合

月、水、金 A校 4 km  
火、木 B校 1.5km ※2 km 未満につき支給なし

認定距離は4 km になり、手当額の3,300 円を週（5日）のうち片道2 km 以上の日数の割合（3 / 5）で支給することとなる。

(A校)  $3,300 \text{ 円} \times 3 / 5 = 1,980 \text{ 円}$

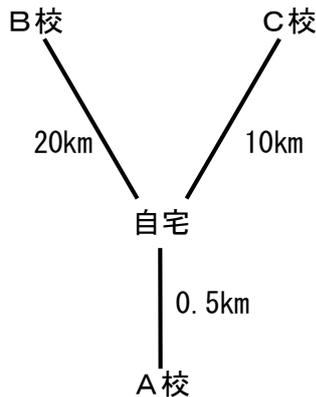
★認定距離

A校 4.0km B校 1.5km

★手当額 1,980 円

2 月、金曜日はA校に、水曜日はB校に、火、木曜日はC校に勤務する場合  
(往路、復路とも同一経路)

○自宅からA校まで0.5km、自宅からB校まで20km、自宅からC校まで10kmの場合



週のうち通勤距離が2km未満により、手当支給の要件がない日がある場合

月、金 A校 0.5km (週2日) ※2km未満につき支給なし  
水 B校 20km  
火、木 C校 10km

A校への0.5kmは支給要件がないため、手当額の合算には含めない。

(B校)  $13,500 \text{円} \times 1 / 5 = 2,700 \text{円}$   
(C校)  $8,000 \text{円} \times 2 / 5 = 3,200 \text{円}$

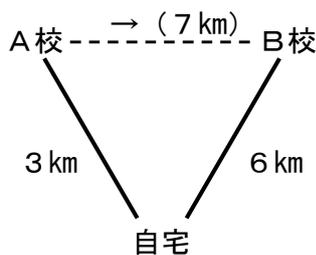
★認定距離

A校 0.5km B校 20km C校 10km

★手当額 5,900円

3 月、水、木曜日はA校に勤務し、火、金曜日は、A校(午前)とB校(午後)に勤務する場合

① 自宅からA校まで3km、自宅からB校までが6km場合



規則第2条第1項第1号により、『「通勤」とは、勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。』とされており、通勤手当の認定に際しては学校間(A校→B校)の移動は通勤には該当しない。

月、水、木 A校 往復とも3km  
火、金 A校→B校 往路3km 復路6km  
→  $(3 + 6) \div 2 = 4.5 \text{km}$

※往路と復路の通勤経路が異なる場合は、平均距離で考える。

(A校)  $3,300 \text{円} \times 3 / 5 = 1,980 \text{円}$   
(A校→B校)  $3,300 \text{円} \times 2 / 5 = 1,320 \text{円}$

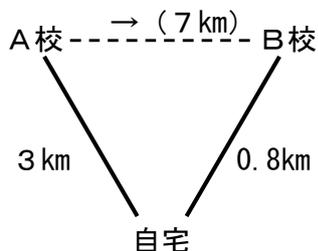
★認定距離

A校 3.0km

自宅からA校、B校から自宅 4.5km

★手当額 3,300円

② 自宅からA校まで3km、自宅からB校まで0.8kmの場合



3-①と同様、A校→B校の移動は通勤には該当しない。

月、水、木 A校 往復とも3km  
火、金 A校→B校 往路3km 復路0.8km

$$\rightarrow (3 + 0.8) \div 2 = \underline{1.9\text{km}}$$

※平均距離が2km未満につき支給なし

(A校)  $3,300 \text{円} \times 3 / 5 = 1,980 \text{円}$

★認定距離

A校 3.0km

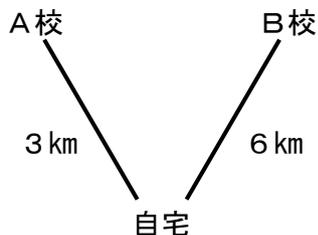
自宅からA校、B校から自宅 1.9km

★手当額 1,980円

4 A校とB校に勤務するが、曜日が固定されていない場合

(往路、復路とも同一経路、A校とB校はそれぞれ別の日)

① 自宅からA校まで3km、自宅からB校までが6km場合



兼務の勤務態様により通勤する期間について、手当額を通勤日数で按分する。期間・日数は実態によること。

勤務態様に変更がある場合(長期休業入り・明け等)は、その都度、届出及び認定を行うこと。

(例：兼務期間が1学期の始業式～終業式の場合)

兼務期間：4月7日～7月19日 70日

(期間・日数は実態によること。)

A校 3km 30日

B校 6km 40日

(A校)  $3,300 \text{円} \times 30 / 70 = 1,414.2 \text{円} \rightarrow 1,414 \text{円}$

(1円未満の端数は切り捨て)

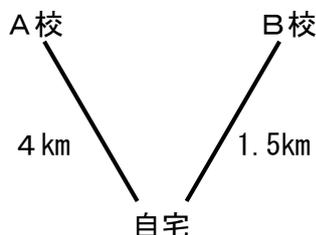
(B校)  $5,600 \text{円} \times 40 / 70 = 3,200 \text{円}$

★認定距離

A校 3.0km B校 6.0km

★手当額 4,614円

② 自宅からA校まで4km、自宅からB校まで1.5kmの場合



1-②及び4-①の考え方を組み合わせる。

(例：兼務期間が2学期の始業式～終業式の場合)

兼務期間：9月1日～12月24日 77日

(期間・日数は実態によること。)

A校 4km 43日

B校 1.5km 34日

認定距離は4kmになり、手当額の3,300円を兼務期間(77日)のうち片道2km以上の日数の割合(43/77)で支給することとなる。

(A校)  $3,300 \text{円} \times 43/77 = 1,842.8 \rightarrow 1,842 \text{円}$

(1円未満の端数は切り捨て)

★認定距離

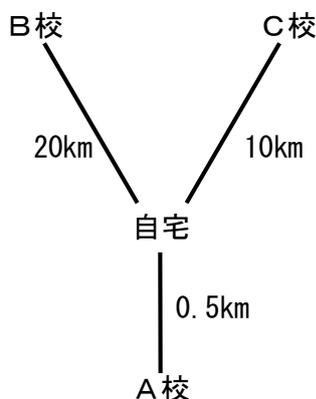
A校 4.0km B校 1.5km

★手当額 1,842円

5 A・B・C校に勤務するが、曜日が固定されていない場合

(往路、復路とも同一経路、A・B・C校それぞれ別の日)

○自宅からA校まで0.5km、自宅からB校まで20km、自宅からC校まで10kmの場合



2及び4-①の考え方を組み合わせる。

(例：兼務期間が3学期の始業式～修了式の場合)

兼務期間：1月8日～3月19日 49日

(期間・日数は実態によること。)

A校 0.5km 14日 ※2km未満につき支給なし

B校 20km 15日

C校 10km 20日

(B校)  $13,500 \text{円} \times 15/49 = 4132.6 \text{円} \rightarrow 4,132 \text{円}$

(1円未満の端数は切り捨て)

(C校)  $8,000 \text{円} \times 20/49 = 3,265.3 \text{円} \rightarrow 3,265 \text{円}$

(1円未満の端数は切り捨て)

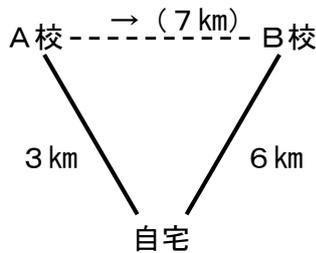
★認定距離

A校 0.5km B校 20km C校 10km

★手当額 7,397円

6 A校に勤務する日と、A校（午前）とB校（午後）に勤務する日があるが、曜日が固定されていない場合（A校・A→B校それぞれ別の日）

① 自宅からA校まで3km、自宅からB校まで6km場合



3-①及び4-①の考え方を組み合わせる。

(例：兼務期間が1学期の始業式～終業式の場合)

兼務期間：4月7日～7月19日 70日

(期間・日数は実態によること。)

A校 往復とも3km 30日

A校→B校 往路3km 復路6km 40日

$$\rightarrow (3 + 6) \div 2 = \underline{4.5\text{km}}$$

(A校)  $3,300 \text{円} \times 30 / 70 = 1,414.2 \text{円} \rightarrow 1,414 \text{円}$   
(1円未満の端数は切り捨て)

(A校→B校)  $3,300 \text{円} \times 40 / 70 = 1,885.7 \text{円} \rightarrow 1,885 \text{円}$

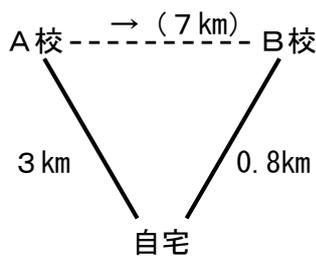
★認定距離

A校 3.0km

自宅からA校、B校から自宅 4.5km

★手当額 3,299円

② 自宅からA校まで3km、自宅からB校まで0.8kmの場合



3-②及び4-①の考え方を組み合わせる。

(例：兼務期間が2学期の始業式～終業式の場合)

兼務期間：9月1日～12月24日 77日

(期間・日数は実態によること。)

A校 往復とも3km 43日

A校→B校 往路3km 復路0.8km 34日

$$\rightarrow (3 + 0.8) \div 2 = \underline{1.9\text{km}}$$

※平均距離が2km未満につき支給なし

(A校)  $3,300 \text{円} \times 43 / 77 = 1,842.8 \rightarrow 1,842 \text{円}$

(1円未満の端数は切り捨て)

★認定距離

A校 3.0km

自宅からA校、B校から自宅 1.9km

★手当額 1,842円